## 令和5年宇治田原町決算特別委員会

令和5年9月4日 午前10時50分開議

議事日程

日程第1 委員長、副委員長の選任について

日程第2 委員会申し合わせ事項について

## 1. 出席委員

委員長

副委員長

2番	榎	木	憲	法	委員
9番	上	野	雅	央	委員
1番	山	内	実責	貴子	委員
3番	馬	場		哉	委員
4番	森	Щ	高	広	委員
5番	Щ	本		精	委員
6番	宇包	生美	ま	り	委員
7番	藤	本	英	樹	委員
8番	今	西	利	行	委員
10番	原	田	周	_	委員
12番	浅	田	晃	弘	委員

- 1. 執行部は出席なし
- 1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 矢 野 里 志 君

 庶 務 係 長
 重 富 康 宏 君

## 開 会 午前10時50分

○議長(浅田晃弘) ただいま、本会議において議員10名で決算特別委員会が設置されま した。議題といたしまして、正・副委員長の選任につきまして、お願いしたいと思いま す。

選任についてご意見を伺います。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 議長一任という声をいただきましたので、私から指名をさせていた だきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) それでは、私から指名させていただきます。委員長に2番、榎木憲 法議員、副委員長に9番、上野雅央議員を指名させていただきます。これにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。

ありがとうございました。

それでは、ただいま選任をいただきました委員長のもと、引き続いて決算特別委員会 の開催をよろしくお願いいたします。

なお、決算特別委員会終了後、直ちに本会議を再開いたしますので、よろしくお願い いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時52分

○委員長(榎木憲法) それでは、休憩前に引き続き決算特別委員会を始めます。

協議に入ります前に一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、はからずも、決算特別委員会委員長に指名されました。誠に不慣れで、皆様方にご迷惑をおかけすることが多々あると存じますが、決算特別委員会が円滑に運営できますようご協力のほどお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

副委員長から、ご挨拶を一言よろしくお願いいたします。

○副委員長(上野雅央) 榎木委員長とともに、円滑な運営が出来ますよう務めますので、 委員のご協力をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。 ○委員長(榎木憲法) それでは、ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

決算特別委員会の運営について、基本的な申し合わせ事項について確認をしていきた いと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和4年度の決算特別委員会、また令和5年度予算特別委員会の運営に準じた形で行いたいと思います。

①日程については既にご承知のことと存じますが、9月19日、20日の両日については、各課書類審査とし、総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局、福祉課、健康対策課、子育て支援課を19日に、建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課、教育委員会を20日に審査を予定しております。

特別会計は各所管課と併せて行うことにいたします。

- ②原則繰り上げ審査は、行わないことといたします。
- ③9月21日については、現地審査を午前10時から予定しております。現地審査箇所の申し出は、20日の書類審査終了時までとしたく思います。現地審査の要望箇所が多数ある場合は、委員長、副委員長で調整をさせていただきます。
- ④9月22日は、6議案総括審査を予定しており、討論、総括質疑につきましては、通告用紙を委員会初日の19日に配付する予定です。提出期限については、9月21日の現地審査終了時点までに委員長への提出としたく思います。
- ⑤ 9月27日の本会議最終日においての討論については、議会運営委員会前日の25日までに議長宛、通告用紙の提出をいただきたいと思います。

以上、委員会の申し合わせ事項とすることに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎木憲法) なければ、9月19日の委員会初日に運営事項として冒頭に確認させていただき、進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

これで、決算特別委員会を終了いたします。

本会議が再開されますので、よろしくお願いいたします。

閉 会 午前10時56分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 榎 木 憲 法